



長野県報

8月4日(木)
平成28年
(2016年)
第2797号

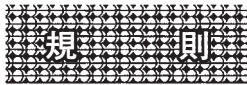
目次

規則

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課) 1

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(県民協働課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 2
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 5
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 5
- 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課) 6
- 平成29年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) 7



長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第40号

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則

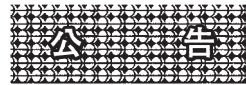
長野県登山安全条例施行規則(平成27年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「とする」を「及び特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワークとする」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野ウェルネス大学
- 3 代表者の氏名
寺沢 宏次
- 4 主たる事務所の所在地
長野市西長野6のロ
- 5 定款に記載された目的

この法人は、幼児から中高年者に対して、スポーツ・スタディー・コミュニケーションを交えた運動療法と栄養処方に関する健康づくり事業を行い、人が健康で潤いが持て、生き甲斐を実感できる社会に寄与していくことを目的とする。

県民協働課